

答申第112号
令和8年1月28日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長 森 雄亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和7年8月21日付け青公委第40号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

十和田警察署長の事務引継書についての開示決定処分に対する審査請求についての諮問

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は、妥当である。

第2 質問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和7年5月29日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「十和田警察署長の事務引継書（最新のもの）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、「事務引継書（令和7年3月17日付け十和田警察署長）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年6月11日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年7月7日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「質問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示しない部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである。

通知書では、「行政文書の全部を開示することと決定した。」とある。警察署長の事務引継書は、開示できない部分が黒塗りしてあるが、通知書にはない。よって、「行政文書の全部を開示することと決定した。」とした本件処分は不当であり、開示しない部分の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、次のとおりである。

1 本件処分の決定理由

警察署長の事務引継書については、青森県警察署処務規程（昭和33年9月青森県警察本部訓令甲第30号）第38条第1項第1号の規定に基づき、任意の様式で作成することとされている。

当方は、本件行政文書としてA4判7枚による本件対象文書を特定し、全部開示する決定をしたものである。

2 本件処分の正当性

本件対象文書には、不開示情報が記録されていないことから、当方では、条例第11条第1項の規定により全部開示として決定したものであり、審査請求人の主張する「黒塗り部分」は存在しないことから、本件処分は正当である。

3 審査請求人の主張に対する意見

当方は、条例第11条第1項の規定により全部開示の決定をしており、審査請求人の主張する「黒塗り」などの加工はしていない。また、審査請求人の主張する「開示しない部分」について、審査請求書の文書内では、該当部分を具体的に示しておらず、特定できないことからも、審査請求人の主張は妥当ではない。

4 結論

以上のことから、本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張は退けられるべきである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件処分による不開示部分の有無について

本件処分について、審査請求人は、開示できない部分が黒塗りしてあると主張し、実施機関は、黒塗りなどの加工はしていないと弁明する。

この点、当審査会が本件対象文書の内容を確認したところ、十和田警察署の管内略図等における国道の路線名並びに庁舎配置図における本庁舎及び車庫の位置等、黒色で表示されている部分のあることが認められるが、これらは本件対象文書の作成当初から施されている意匠に過ぎず、本件処分により不開示とされた部分であるとは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

3 結論

以上のとおりであり、本件処分は妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和7年8月21日	・ 諮問実施機関からの諮問書（実施機関の弁明書添付）を受理した。
令和7年12月19日 (第177回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年1月23日 (第178回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和8年1月28日現在)